

下記の委託業務について、公募型企画提案方式により参加希望者の募集を行うので、公告する。

令和7年7月8日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 業務概要

(1) 業務名

平成7年度静岡県生活困窮者等就労準備支援事業（企業開拓）委託業務

(2) 業務内容

ア 就労準備支援員兼企業開拓員を設置し、①から④により協力企業等の開拓と支援対象者（生活困窮者や生活保護受給者で、一般就労が困難な働きづらさを抱えている方々）の就労支援を行う。

① 就労体験や就労訓練等の受入先企業等の開拓（原則として静岡県全域）

② 相談者のアセスメント

③ 企業等と相談者のマッチング

④ 定着支援

※②～④の対象者は、主に東部4町（函南町、長泉町、清水町、小山町）在住者とする。

イ 交流会への協力と報告会の開催

ウ 広報

エ 関係機関との連携・協力

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日まで

3 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

(1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 委託額

委託業務に係る委託額は、6,503,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

5 選考方法

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

6 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館5階
静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課生活保護班
電話番号 054-221-2326

(2) 実施要領、仕様書及び審査要領の配布

ア 交付日時

令和7年7月8日（火）から同年7月17日（木）まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

上記(1)に同じ。

(3) 提出書類

ア 提出書類

詳細は実施要領による。

イ 提出場所

上記(1)に同じ。

ウ 提出期限

実施要領10提出書類の(6)参加意思申請書のみ、令和7年7月18日（金）までにメール送信。

他の書類(1)～(5)については、令和7年7月24日（木）までに郵送又は持参（必着）すること。

(4) 提出書類による企画提案の説明

ア 日時 令和7年7月31日（木）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁内の指定した場所

7 その他

(1) 詳細は実施要綱、仕様書、審査要領による。

(2) 説明会は行わない。

(3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。